

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保																								
Ⅱ-i	生産段階における安全安心の確保																								
施策の方向3	食の安全確保を最優先した生産への意識の向上																								
具体的な取組み																									
(9)生産者に対する農薬適正使用の啓発																									
	生産者への啓発パンフレットの配布、講習会や研修会の開催、農薬販売業者に対する農薬管理指導士の認定などを通し、生産者に対する農薬適正使用の啓発を行います。																								
①概要																									
	農薬適正使用に関する啓発パンフレットの配布や、各地方局単位での講習会の開催、普及組織による栽培講習会等での指導を、引き続き実施する。 また、農薬適正使用について、農薬購入者及び農薬使用者に対して指導することを主な任務とする農薬管理指導士の認定を、引き続き実施する。																								
②推進指標																									
	【農薬適正使用講習会・研修会の開催回数】 開催回数の維持により、啓発活動の指標となる。																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(H20)</th> <th>(H21)</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> <td>170回</td> <td>—</td> <td>170回</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>173回</td> <td>138回</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26	目標			—	—	170回	—	170回	実績	173回	138回					
年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26																		
目標			—	—	170回	—	170回																		
実績	173回	138回																							
③用語解説																									

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保																								
Ⅱ-i	生産段階における安全安心の確保																								
施策の方向3	食の安全確保を最優先した生産への意識の向上																								
具体的な取組み																									
(10)農薬販売業者や使用者に対する立入検査の実施																									
	適正な農薬の販売及び使用を確保するため、地方局農薬取締職員による計画的な農薬販売業者に対する立入検査を実施するとともに、必要に応じて使用者への立入検査を実施します。																								
①概要																									
	農薬販売業者への立入検査については、同一営業所に対して3年に1回、計画的に実施するとともに、使用者については、適正使用の確認のために必要に応じて立入検査を行っており、今後も引き続き実施する。																								
②推進指標																									
	【農薬立入検査実施件数】 件数の維持により、検査確認状況の指標となる。																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(H20)</th> <th>(H21)</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> <td>300件</td> <td>—</td> <td>300件</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>339件</td> <td>321件</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26	目標			—	—	300件	—	300件	実績	339件	321件					
年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26																		
目標			—	—	300件	—	300件																		
実績	339件	321件																							
③用語解説																									

【平成21年度事業実施状況】
●農薬適正使用推進事業費(農産園芸課)
・農薬の適正販売及び安全かつ適正な使用、農薬による事故防止を目的に、各地方局において農薬適正使用講習会等を開催した。
・平成21年度農薬適正使用講習会の開催結果 〔日程・参加者数〕 6月24日 東予地方局 93名 6月26日 南予地方局 82名 6月30日 中予地方局 77名
・平成21年度農薬管理指導士認定及び更新研修会 1月28日 新規15名 更新43名
・上記4回のほか、小規模単位での技術講習会を134回実施した。(新しい技術の講習等のため、年度によって回数が増減する。)

【平成21年度事業実施状況】
●農薬適正使用推進事業費(農産園芸課)
・農薬の保管管理及び流通の適正化を図るとともに、安全かつ適正な使用を確保すること目的に農薬販売業者等へ立入検査を行った。
・平成21年度立入検査結果 農薬販売業者実施件数: 320営業所(届出・帳簿の不備等があり改善指導を実施した件数: 27件) 農薬使用者実施件数: 1件(農薬の使用基準違反があり、廃棄処分を指導)

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保																								
Ⅱ-i	生産段階における安全安心の確保																								
施策の方向3	食の安全確保を最優先した生産への意識の向上																								
具体的な取組み																									
(11)出荷前農産物の残留農薬分析による安全性の確認																									
	出荷前農産物の安全性を確認するため、残留農薬分析を計画的に実施するとともに、検査を円滑に実施するため、効率的な分析技術の開発に努めます。																								
①概要																									
	県産農産物の生産段階における安全性を確認するため、生産者個々における農薬適正使用とその記録に加え、農林水産研究所において最大431成分の残留農薬分析を行っており、今後も引き続き実施する。																								
②推進指標																									
	【出荷前の農産物の残留農薬分析件数】 分析件数を維持することにより、安全性の確認状況の指標となる。																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(H20)</th> <th>(H21)</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> <td>300件</td> <td>—</td> <td>300件</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>298件</td> <td>293件</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26	目標			—	—	300件	—	300件	実績	298件	293件					
年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26																		
目標			—	—	300件	—	300件																		
実績	298件	293件																							
③用語解説																									

【平成21年度事業実施状況】
●農薬適正使用推進事業費(農産園芸課)
・農産物の安全性を確保するため、農業者における生産工程管理・記録に加え、生産段階における農薬残留分析を農林水産研究所で実施したところ、基準値の超過はなかった。
・平成21年度農薬残留調査結果(431成分)
穀類(米、麦、大豆):37件
野菜:125件
果樹:131件

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保
Ⅱ-i	生産段階における安全安心の確保
施策の方向3	食の安全確保を最優先した生産への意識の向上
具体的な取組み	
(12)生産者個々における農薬使用の記録推進	
	農業団体が実施している生産者個々における農薬使用の記録運動と連携し、記録の徹底を図ります。
①概要	
	農業団体では、生産者個々における農薬使用の記録運動を実施しており、農協出荷者以外についても記録の徹底を図る。
②推進指標	
③用語解説	

【平成21年度事業実施状況】
●農薬適正使用推進事業費(農産園芸課)
・農薬の安全使用を図るため、飛散防止研修会やパンフレットを配布するとともに、各地方局ごとの講習会において記録の徹底を図った。
・平成21年度飛散防止研修会の開催結果
【日程・参加者数】1月18日 69名
・パンフレット 40,000部
・講習会 134回

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保
Ⅱ-i	生産段階における安全安心の確保
施策の方向3	食の安全確保を最優先した生産への意識の向上
具体的な取組み	
(13) 農業団体や農薬販売業者と連携した農薬適正使用の推進	
	愛媛県農薬適正使用推進協議会において、農業団体や農薬販売業者と一体となって農薬適正使用を推進し、安全安心な農産物の生産体制の確保に努めます。
①概要	
	愛媛県農薬適正使用推進協議会活動を通じて、農薬の適正使用を推進しているところであり、今後も引き続き実施する。
②推進指標	
③用語解説	
	《愛媛県農薬適正使用推進協議会》 平成14年9月、農薬の適正な流通・使用の徹底を推進し、農産物の安全性と産地としての信頼性を確保するため、設置したもの。 県、農業団体、農薬卸業者等から構成されており、農薬適正使用の徹底、残留農薬検査の実施、無登録農薬の情報、その他農薬の適正使用推進に必要な事項に関して協議を行っている。

【平成21年度事業実施状況】
●農薬適正使用推進事業費(農産園芸課)
・農薬の適正な使用及び危害防止を図るため、農薬適正使用推進協議会を開催し、農薬の情報を提供するとともに、行政、農薬販売業者、農薬防除者の意見交換を行った。
・平成21年度農薬適正使用推進協議会の開催結果
【開催日】 5月27日
【内容】
・農作物の安全性確保について
・農薬適正使用について

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保																								
Ⅱ-i	生産段階における安全安心の確保																								
施策の方向3	食の安全確保を最優先した生産への意識の向上																								
具体的な取組み																									
(14) 生産者や飼料販売店、動物医薬品販売店等への巡回																									
	生産者や飼料販売店、動物医薬品販売店等を巡回し、動物用医薬品や飼料添加物等の関連法令等の周知を図り、必要に応じて指導を実施します。																								
①概要																									
	家畜保健衛生所の職員が畜産農家や飼料販売店、動物医薬品販売店等を巡回し、動物用医薬品や飼料添加物等の関連法令等の周知を図り、必要に応じて指導を実施する。																								
②推進指標																									
	【生産者、飼料販売店、動物医薬品販売店巡回件数】 巡回の継続は、関係法令の周知、理解の促進を図り、食の安全確保を最優先した生産への意識向上への指標となる。																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(H20)</th> <th>(H21)</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> <td>850件</td> <td>—</td> <td>850件</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>857件</td> <td>642件</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26	目標			—	—	850件	—	850件	実績	857件	642件					
年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26																		
目標			—	—	850件	—	850件																		
実績	857件	642件																							
③用語解説																									
	《動物用医薬品や飼料添加物等の関連法令》 薬事法、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律及び省令規則をいう。																								

【平成21年度事業実施状況】
●飼料対策事業費(畜産課)
●畜産経営技術指導事業費(畜産課)
●家畜衛生対策事業費(畜産課)
・生産者や飼料販売店、動物医薬品販売店等を巡回し、動物用医薬品や飼料添加物等の関連法令等の周知を図り、必要に応じて指導を実施した。
・生産者:392件、飼料販売店:37件、動物医薬品販売業者:213件 (平成20年度と比較すると、飼料販売店への巡回件数が減少した。これは、20年度に法改正があり、例年より同年度の巡回件数が多かったことによるものである。)
・周知関連法令:薬事法(動物医薬品)、飼料安全法

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保							
Ⅱ-i	生産段階における安全安心の確保							
施策の方向3	食の安全確保を最優先した生産への意識の向上							
具体的な取組み	(15)牛耳標装着の農家指導							
	関係機関と連携し、牛の飼養農家に対して、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に係る牛耳標装着と個体情報の適切な届出を指導します。							
①概要	国(農政事務所)、農協等と連携し、畜産農家が確実に牛へ耳標装着し、国(家畜個体識別センター)へ牛の出生や移動等の情報を報告するよう指導する。							
②推進指標	【牛耳標装着率】 全ての牛が耳標を装着することにより、トレーサビリティの実効性が担保され、生産段階における安全安心の確保が可能となる。							
	年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26
	目標	—	—	—	—	100%	—	100%
	実績	100%	100%					
③用語解説	《牛耳標》 牛の個体識別番号を記した耳標 《個体情報の内容》 耳標の番号と牛の飼養者、飼養場所、牛の品種性別等の情報							

【平成21年度事業実施状況】
●死亡牛全頭検査事業費(畜産課)
●畜産経営技術指導事業費(畜産課)
・国の農政事務所やJA等の関係機関と連携し、牛の飼養農家に対して、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に係る牛耳標装着と個体情報の適切な届出を指導した。
・牛の死亡時において個体識別耳標を確認することで、トレーサビリティの確保に努めた。
・周知内容: 耳標の報告方法(FAX、インターネット等)、耳標が脱落した場合の処置等

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保						
Ⅱ-i	生産段階における安全安心の確保						
施策の方向3	食の安全確保を最優先した生産への意識の向上						
具体的な取組み	(16)原木シイタケ等生産者を対象とした技術講習会等の開催						
	原木シイタケや畜産関係生産者を対象に、基本的生産技術や食の安全安心に関する意識向上を目的とした講習会等を開催します。						
①概要	愛媛県森林組合椎茸生産者連絡協議会が生産者を対象として実施する講習会(県補助事業)において、無農薬での栽培、衛生管理の徹底を指導するとともに、生産履歴の記帳運動を推進する。						
②推進指標	—						
③用語解説	—						

【平成21年度事業実施状況】
●乾しいたけ等生産振興対策事業費(林業政策課)
・原木しいたけ等の生産を新たに開始しようとする者や、既存生産者等を対象とした生産技術講習会・実習において、無農薬での栽培、加工工程における衛生管理の手法等を指導した。
【開催回数・参加者数】
生産技術講習会・生産実習・技術改善研修会 10回 延べ参加者数 483人
流通改善研修会 1回 参加者数 148人(計631名)

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保																								
Ⅱ-i	生産段階における安全安心の確保																								
施策の方向3	食の安全確保を最優先した生産への意識の向上																								
具体的な取組み																									
(17) 養殖衛生管理体制の推進																									
	養殖業者に対し、水産用医薬品やワクチンの適正使用について指導するほか、養殖衛生管理技術に関する講習会を実施します。																								
①概要																									
	魚病対策として、疾病魚の迅速かつ正確な診断の他、養殖業者、医薬品販売業者等を対象に水産用医薬品やワクチンの適性な使用について指導するとともに、養殖衛生管理技術に関する講習会(研修会)を実施します。																								
②推進指標																									
	【養殖衛生管理指導を行った養殖経営体数の割合】 養殖業者への指導状況の指標となる。																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(H20)</th> <th>(H21)</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> <td>70.0%</td> <td>—</td> <td>70.0%</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>70.3%</td> <td>66.8%</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26	目標			—	—	70.0%	—	70.0%	実績	70.3%	66.8%					
年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26																		
目標			—	—	70.0%	—	70.0%																		
実績	70.3%	66.8%																							
③用語解説																									

【平成21年度事業実施状況】
●魚病対策指導費(水産課)
・魚類養殖における魚病対策の推進及び生産された養殖水産物の安全性を確保するため、防疫対策会議や魚病研修会を開催するとともに、養殖魚の疾病の診断及び治療対策の指導、水産用医薬品の適正使用の指導、医薬品残留検査を行った。
・防疫対策会議、魚病研修会の開催結果
【日程・参加者数】
・防疫対策会議 4月23日 南予文化会館 78名
・魚病研修会 11月26日 南予文化会館 74名
・内水面防疫対策会議 12月8日 道後友輪荘 9名 (計 161名)
・魚病診断件数 881件
・水産用ワクチン使用指導書発行件数 412件
・医薬品残留検査(ブリ、マダイ、ヒラメ) 9検体 (いずれも異常なし(検出限界以下))

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保																								
Ⅱ-i	生産段階における安全安心の確保																								
施策の方向3	食の安全確保を最優先した生産への意識の向上																								
具体的な取組み																									
(18) 貝毒検査の実施																									
	貝毒原因プランクトンの出現動向に合わせて、公定検査法によりアサリなど二枚貝の貝毒量を検査し、貝毒の発生監視及び情報提供に努めます。																								
①概要																									
	宇和海で貝毒を蓄積させる原因プランクトンは、春～初夏に出現するアレキサンドリウム・カタネラ、冬季～初夏に出現するギムノディニウム・カタネータムの2種であるが、いずれの種類もアサリ等の二枚貝類に麻痺性貝毒を蓄積させる。 県では、定期的なモニタリング調査により貝毒プランクトンが安全基準値を超えて増殖した場合は、貝毒の発生監視を行なうため、アサリ等の二枚貝の毒量を検査している。																								
②推進指標																									
	【貝毒検査の予件数に占める検査件数の割合】 検査率の維持により貝毒発生確認の活動状況の指標となる。																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(H20)</th> <th>(H21)</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> <td>100%</td> <td>—</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26	目標			—	—	100%	—	100%	実績	100%	100%					
年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26																		
目標			—	—	100%	—	100%																		
実績	100%	100%																							
③用語解説																									
《安全基準値》	貝毒の蓄積が懸念されるプランクトン濃度																								

【平成21年度事業実施状況】
●漁場環境モニタリング調査指導事業費(水産課)
・毒化した二枚貝が流通されないよう、原因プランクトンの出現動向に合わせ、毒量検査を実施した。また、前年度に発生した貝毒の安全が確認されたのでマスコミを通じて情報提供を行った。
(検査実施状況)
4/14 天然マガキ(三瓶湾) 4/8採取分
4/27 天然マガキ(三瓶湾) 4/20採取分
5/18 天然マガキ(三瓶湾) 4/28採取分
5/18 天然マガキ(三瓶湾) 5/11採取分
※いずれも異常なし(検出限界以下)

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保																								
Ⅱ-1	生産段階における安全安心の確保																								
施策の方向4	安全安心という消費者ニーズに応えた生産への取組み																								
具体的な取組み																									
(19)環境保全型農業の推進																									
<p>土づくりや、化学肥料・化学農薬の節減技術を普及推進するとともに、エコファーマーの育成、エコえひめ農産物の生産促進のほか、外観品質よりもその栽培方法を評価する販売先の開拓の支援に努めます。</p>																									
①概要																									
<p>土づくりや、化学肥料・化学農薬の使用削減、農業生産資材の適正処理等による環境負荷の軽減に配慮した環境保全型農業について、技術の普及、生産者の育成、販売先の開拓等を通じて推進する。</p>																									
②推進指標																									
【エコファーマー取組面積】																									
取組面積の増加により、推進活動効果の指標となる。																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(H20)</th> <th>(H21)</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1,200ha</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>908ha</td> <td>924ha</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26	目標			—	—	1,200ha	—	—	実績	908ha	924ha					
年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26																		
目標			—	—	1,200ha	—	—																		
実績	908ha	924ha																							
③用語解説																									
<p>《エコファーマー》 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、土づくりと化学肥料・化学農薬の3割以上の削減を目標とした栽培計画を県が認定した農業者</p> <p>《エコえひめ農産物》 化学肥料・化学農薬を3割以上削減した農産物を県が認証</p>																									

【平成21年度事業実施状況】	
●環境に優しい農業生産活動推進事業費(農産園芸課)	
<ul style="list-style-type: none"> ・土づくりと一体的に行う化学肥料及び農薬の節減技術等に取り組むエコファーマーの推進を図るため、パンフレットを配布するとともに流通販売・加工業者との環境保全型農業推進大会を開催した。 ・平成21年度 環境保全型農業推進大会開催結果 【日程・参加者数】3月9日 88名 ・パンフレット配布 5,500部 ・エコファーマー認定数 1,085人 	
●特別栽培農産物等認証事業費(ブランド戦略課)	
<ul style="list-style-type: none"> ・認証審査会を年6回開催し、154件(水稲32件、野菜71件、果樹45件、その他6件)のエコえひめ農産物を認証し、認証された農産物の残留農薬分析を実施した。(栽培者数2,367人、栽培面積949ha) ・認証委員会(委員9名)を10月27日に開催し、認証農産物の認知度向上と販路拡大支援や審査手続きの簡略化などについて協議した。 ・制度の普及啓発や販路拡大のために、交流商談会等の開催や制度のPRチラシの作成を行った。 	

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保																								
Ⅱ-1	生産段階における安全安心の確保																								
施策の方向4	安全安心という消費者ニーズに応えた生産への取組み																								
具体的な取組み																									
(20)有機農業の推進																									
<p>有機農業実践農家の技術・経営調査による栽培マニュアルの策定や実証展示圃の設置、試験研究機関における有機栽培技術の確立を目指すとともに、商談会等を活用して食品加工や直接販売等の取組みの支援に努めます。</p>																									
①概要																									
<p>農家が有機農業に取り組む場合、化学肥料・化学農薬を使用しないため、一般栽培並の収量・品質を得ることや、規格を揃え、まとめて販売することが難しく、有機農産物を評価する消費者・量販店等の販売先を開拓することが必要となっている。</p> <p>このため、有機栽培技術の確立や、食品加工、直接販売等の取組みの支援に今後とも取り組み、有機農業の普及・拡大に努める。</p>																									
②推進指標																									
【有機農業取組面積】																									
取組面積の増加により、推進活動効果の指標となる。																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(H20)</th> <th>(H21)</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> <td>570ha</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>365ha</td> <td>396ha</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26	目標			—	—	570ha	—	—	実績	365ha	396ha					
年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26																		
目標			—	—	570ha	—	—																		
実績	365ha	396ha																							
③用語解説																									

【平成21年度事業実施状況】	
●有機農業推進事業費(農産園芸課)	
<ul style="list-style-type: none"> ・農業生産に由来する環境への負荷を大幅に低減する有機農業を推進するため、県内3カ所に実証圃を設置するとともに、流通販売・加工業者との意見交換会を実施した。 ・平成21年度 実証展示圃 しまなみ指導班 温州みかん20a、レモン10a 久万高原指導班 コンニャク、サツマイモ3a 鬼北指導班 コズ7a 	
●農業試験研究費(農産園芸課)	
<ul style="list-style-type: none"> ・有機栽培技術確立試験費 県では平成20年に有機農業推進計画を策定し、有機農業技術の体系化を図るとともに、全市町で推進協議会を設置することとしている。そのため、水稲や各種野菜(スイカ、レタス、タマネギ、キャベツ)の有機栽培を実証し、栽培技術のマニュアル作成を通じて、一般農家にも取り組みやすい有機農業作業の確立を図り、地域の有機農業推進体制づくりを支援した。 	
●広域連携型農業研究開発事業費(農産園芸課)	
<ul style="list-style-type: none"> ・カンキョウ有機栽培における病害虫防除体系の確立 県内で有機栽培を実践している柑橘園において、個々の防除体系と病害虫の発生について調査し、有効な技術を組み合わせる有機農業を推進する研究を進めており、21年度は、病害虫の発生動向調査や病害虫の抑制技術の把握を行った。 	

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保
Ⅱ-i	生産段階における安全安心の確保
施策の方向4	安全安心という消費者ニーズに応えた生産への取組み
具体的な取組み	
(21)GAP(農業生産工程管理)の推進	
GAPの取組みについて、産地や生産者へ啓発するとともに、生産者が導入しやすいGAPシステムの開発に努めます。	
①概要	GAPの取組みについて、今後とも、産地や生産者へ啓発するとともに、農薬使用の記帳に加えて、衛生管理等についても記帳を推進する。 また、農林水産研究所において他県と連携して、記帳の負担軽減等を図るGAPシステムの開発を進めている。
②推進指標	
③用語解説	《GAP》 農業者自らが、(1)農作業の点検項目を決定し、(2)点検項目に従い農作業を行い記録し、(3)記録を点検・評価し、改善点を見出し、(4)次回の作付けに活用するという一連の「農業生産工程の管理手法」のこと。

【平成21年度事業実施状況】	
●農薬適正使用推進事業費(農産園芸課) 本予算事項におけるGAPの取組みは、22年度からの取組みのため21年度の実績なし	
●広域連携型農業研究開発事業費(農産園芸課) ・GAP導入促進のための記帳管理支援システムの開発と現地評価 GAP導入に対する生産現場や流通段階における多様なニーズの把握、類似システムの分析等を行い、本県におけるGAP導入促進条件を明らかにし、システム開発に向けて生産現場のニーズを整理した。 ・開発システムの実証試験・現地評価 共同研究機関で開発を進めている経営支援システムについて、県内の生産法人・JAにおいて利用実証を行い、システムの評価等を行った。	

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保																								
Ⅱ-i	生産段階における安全安心の確保																								
施策の方向4	安全安心という消費者ニーズに応えた生産への取組み																								
具体的な取組み																									
(22)消費者ニーズに対応した生産技術の開発																									
県の研究機関において、安全、安心な農畜産物生産のための技術を開発します。																									
①概要	畜産研究センターにおいて、薬剤に頼らない家畜の飼養方法や飼料作物栽培等、家畜を健康に飼養し、消費者が求める安全な畜産物の提供に必要な技術開発を行う。																								
②推進指標	【安全安心な農畜産物生産に関する開発技術の数】 生産技術の開発数は、安全安心という消費者ニーズに応えた生産への取組みの推進状況の指標となる。																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(H20)</th> <th>(H21)</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> <td>4(延べ)</td> <td>—</td> <td>6(延べ)</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26	目標			—	—	4(延べ)	—	6(延べ)	実績	1	1					
年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26																		
目標			—	—	4(延べ)	—	6(延べ)																		
実績	1	1																							
③用語解説																									

【平成21年度事業実施状況】	
●畜産試験研究費(畜産課) ・輸入飼料よりも安全な国産の自給飼料をより一層利用した肥育技術を確立するため、サイレージ(乳酸発酵飼料;草の漬物)の利用調整技術(食品残さの混合方法等)の開発を行った。 (内容:輸入飼料が主体である配合飼料や穀物飼料の代替として牧草と竹ペレットを組み合わせたサイレージを主体とした飼料を給与し、生育性や肉質等への影響を検討した。)	

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保							
Ⅱ-1	生産段階における安全安心の確保							
施策の方向4	安全安心という消費者ニーズに応えた生産への取り組み							
具体的な取り組み	(23)畜産関係生産者の巡回による普及指導							
	畜産関係団体等を連携し、技術情報及び関連法令等の基準等を生産者へ周知、普及し、必要に応じて指導します。							
①概要	毎年、家畜保健衛生所職員が畜産関係団体等と連携し、技術情報及び関連法令等の基準等を生産者へ周知、普及し、必要に応じて指導する。							
②推進指標	【畜産関係生産者巡回戸数】 県内畜産農家の巡回(全戸)することは、生産者が安全安心を確保するための生産技術の習得、実践の指標となる。							
	年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26
	目標			—	—	全戸	—	全戸
	実績	737(全戸)	686(全戸)					
③用語解説	—							

【平成21年度事業実施状況】
●畜産経営技術指導事業費(畜産課)
・家畜保健衛生所、農業改良普及員、市町、JA職員等の連携により、農場HACCPの事例等の技術情報の紹介、飼料安全法や薬事法(動物医薬品)等の関連法令の基準等を生産者へ周知普及した。
・農家戸数: 酪農177戸、肉用牛297戸、養豚135戸、養鶏77戸

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保						
Ⅱ-1	生産段階における安全安心の確保						
施策の方向4	安全安心という消費者ニーズに応えた生産への取り組み						
具体的な取り組み	(24)死亡牛のBSE検査						
	24ヶ月齢以上の県内生産農場の死亡牛全頭に対して、BSE検査を実施し、感染牛の摘発と感染経路の究明に努めます。						
①概要	家畜病性鑑定所において、24ヶ月齢以上の県内生産農場の死亡牛全頭に対して、BSE検査を実施し、感染牛の摘発と感染経路の究明に努める。なお、24ヶ月未満の牛についても、神経症状を呈して死亡した場合等BSEが疑われる場合は検査を行う。						
②推進指標	—						
③用語解説	—						

【平成21年度事業実施状況】
●死亡牛全頭検査事業費(畜産課)
・24ヶ月齢以上の県内生産農場の死亡牛全頭(349頭)に対して、中予家畜保健衛生所においてBSE検査を実施したが、県内でのBSE感染牛はなかった。

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保																								
Ⅱ-i	生産段階における安全安心の確保																								
施策の方向4	安全安心という消費者ニーズに応えた生産への取組み																								
具体的な取組み																									
(25) 高病原性鳥インフルエンザ対策																									
生産段階での対策として発生防止対策の指導、養鶏場での検査の実施、異常鶏の早期通報体制及び発生時の防疫体制の整備に取り組みます。																									
①概要																									
定期的なモニタリング検査(血液検査、ウイルス分離検査)を実施するとともに、発生予防策や発生時の体制整備を実施する。																									
②推進指標																									
【高病原性鳥インフルエンザ検査羽数】																									
鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した例はないが、養鶏場での定期的なサンプリング検査の実施は、消費者ニーズに応えた安全安心な畜産物生産への取組み状況の指標となる。																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(H20)</th> <th>(H21)</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>対象羽全羽</td> <td>—</td> <td>対象羽全羽</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>980羽</td> <td>1,330羽</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26	目標	—	—	—	—	対象羽全羽	—	対象羽全羽	実績	980羽	1,330羽					
年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26																		
目標	—	—	—	—	対象羽全羽	—	対象羽全羽																		
実績	980羽	1,330羽																							
③用語解説																									

【平成21年度事業実施状況】
●家畜伝染病予防事業費(畜産課)
・県内の各養鶏場の1,330羽を対象に家畜保健衛生所の獣医師が検査を実施し、全調査鶏について異常はなかった。

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保																								
Ⅱ-i	生産段階における安全安心の確保																								
施策の方向5	消費と生産との距離を縮める取組み																								
具体的な取組み																									
(26) 農林水産参観デーによる推進																									
農林水産業への理解を深めてもらうため、県の試験研究機関において農林水産参観デーを開催します。																									
①概要																									
県の試験研究機関において、農林水産業の状況や生産技術の内容を知ってもらうため、県民を対象とした農林水産参観デーを開催する。																									
②推進指標																									
【農林水産参観デー開催回数】																									
開催回数は、消費と生産との距離を縮める取組みの実施状況の指標となる。																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(H20)</th> <th>(H21)</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>8回</td> <td>—</td> <td>8回</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>8回</td> <td>8回</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26	目標	—	—	—	—	8回	—	8回	実績	8回	8回					
年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26																		
目標	—	—	—	—	8回	—	8回																		
実績	8回	8回																							
③用語解説																									

【平成21年度事業実施状況】			
●農林水産研究所運営費(農産園芸課)			
●水産関係試験研究機関広報活動事業費(水産課)			
日程・参加者数			
開催日	試験研究機関	主な内容	参観者数
7月26日(日)	・水産研究センター ・ 栽培資源研究所	ふれあい魚ツチング 水産に関する相談室 試験研究内容・成果展示 海の生き物とのふれあい コーナー他	水産研401人 栽培 244人
7月29日(水)	・畜産研究センター	試験研究成果の展示 体験学習(乳搾り・牛のエサやり、試食コーナー他)	300人
8月1日(土)	・水産研究センター ・ 栽培資源研究所	体験学習 体験、調査船に乗船しての 海洋調査実習	水産研31人 栽培 17人
10月1日(木) 10月2日(金)	・企画環境部・農業研究部 ・果樹研究センター	成果の展示とほ場公開 野菜プランター栽培教室 品評会等協賛展 農業技術相談コーナー他	企画・農業 5,500人 果セ6,370人
10月17日(土) 10月18日(日)	・林業研究センター (久万林業まつり同時開催)	成果の展示と施設の公開 林業技術相談コーナー 林業機械展示及び実演 緑化関係パネル展示他	1,560人
10月22日(木)	・果樹研究センター みかん研究所	研究成果の展示 ほ場・研究施設の公開 早生みかん品評会	1,144人
計	7機関		約15,500人

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保																								
Ⅱ-ⅰ	生産段階における安全安心の確保																								
施策の方向5	消費と生産との距離を縮める取組み																								
具体的な取組み																									
(27)ふれあい牧場、工場見学等の開催																									
関係団体等と連携し、ふれあい牧場、料理教室や乳業工場等の見学を実施します。																									
①概要																									
愛媛県酪農業協同組合連合会等と連携し、生産者の牧場や乳業工場の見学会を開催するとともに料理教室を開催し、畜産業への理解促進を図る。																									
②推進指標																									
【ふれあい牧場等の開催回数】																									
開催回数は、消費と生産との距離を縮める取組みの実施状況の指標となる。																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(H20)</th> <th>(H21)</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> <td>50回</td> <td>—</td> <td>50回</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>46回</td> <td>54回</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26	目標			—	—	50回	—	50回	実績	46回	54回					
年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26																		
目標			—	—	50回	—	50回																		
実績	46回	54回																							
③用語解説																									

【平成21年度事業実施状況】
●農畜産業振興機構等受託事業費(畜産課)
【ふれあい牧場等の開催結果】
県内参加数:県内小中学校及び特別支援学校54校
講師:地元酪農家、県酪連職員、四国乳業社員、県
内容:酪農家の1日の作業
生乳ができるまで
生きた牛や牛の等身大模型を活用して説明。

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保
Ⅱ-ⅰ	生産段階における安全安心の確保
施策の方向5	消費と生産との距離を縮める取組み
具体的な取組み	
(28)消費者ニーズの把握、生産への反映	
アンケート調査を実施し、消費者の意見、要望を把握し、消費者ニーズに合致した農産物を生産するため、生産者へ情報を提供します。	
①概要	
毎年開催している愛媛県しいたけ共進会や、産業文化まつりにおいてアンケートを実施し、その結果を集荷組織を通じて生産者に提供する。	
②推進指標	
③用語解説	

【平成21年度事業実施状況】
消費者等へのアンケート実施については、平成22年度から実施予定の取組みのため、21年度の実績はなし。